

土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害対策の推進(事業区分:その他総合的な治水事業(砂防))

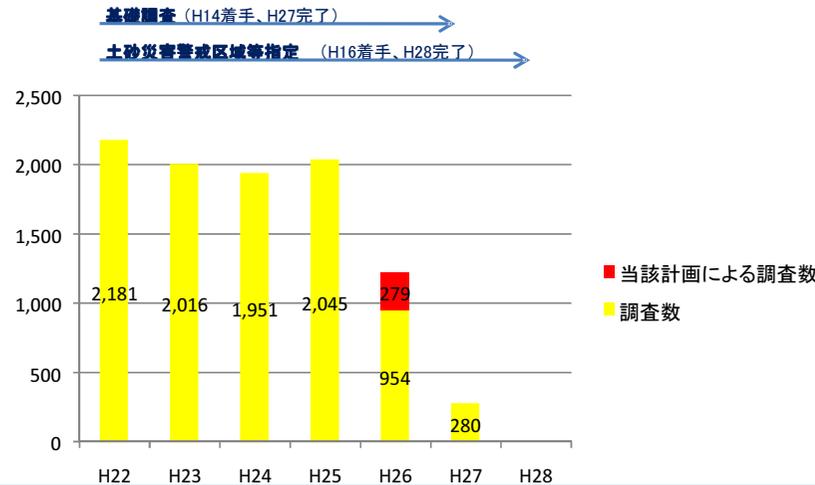
1. 長野県の現状と課題

【現状】

土砂災害防止法に基づき、がけ崩れ、土石流、地すべりのおそれのある土地の区域を明らかにするため、地形、土石等の移動の力等の調査(基礎調査)を平成14年度より実施している。

【課題】

住民等に土砂災害の危険性を認識していただき、防災意識を高めることが課題であるが、平成26年度に県内外を問わず甚大な土砂災害が発生したことに鑑み、土砂災害警戒区域等の指定を1年前倒し、平成28年度内に完了することとして、区域指定のための基礎調査を進めている(下図 基礎調査・土砂災害警戒区域等指定経緯参照)。



2. 計画の目標

土砂災害警戒区域等の指定にかかる基礎調査を推進し、住民に早期に土砂災害の危険性を周知すると共に、避難体制の充実・強化につなげることで、土砂災害から人命を保全し、安全で安心な地域づくりを行う。

3. 事業の内容

【計画の期間】平成26年度(1年間)

【事業実施主体】長野県

【計画の成果目標】

計画の成果目標	H26当初	H26末(目標値)
基礎調査実施箇所数	27,285	+120

【事業の主な内容】

- 基幹事業 : 防災・安全交付金(基礎調査)事業
- 関連事業 :
- 効果促進事業 :

【箇所数と事業費】

	県	市町村	計
基幹事業	基礎調査1式 0.39億円		基礎調査1式 0.39億円
関連社会資本整備事業			
効果促進事業			
計	基礎調査1式 0.39億円		基礎調査1式 0.39億円

※事業費は精算額としているため、整備計画の事業費とは合わない場合があります

4. 事後評価の結果

【目標値の達成状況】

計画の成果目標	H26末(目標値)	H26末(実績値)
基礎調査実施箇所数	+120	+279

■事業効果の発現状況

基礎調査を前倒しで実施することにより、住民等に対し早期に危険な場所の周知を行うことができ、土砂災害に対する警戒避難体制の構築が図られた。



県統合型GIS搭載およびインターネット公開

5. 評価と今後の方針

平成26年8月の広島市北部での土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に土砂災害防止法が改正された。この改正により、基礎調査結果の公表が義務付けられた。

今回、当該計画において基礎調査を実施し結果を公表することにより、住民等に土砂災害の危険性のある区域を明らかにすることが出来た。

今後は平成28年度中に77市町村全てにおいて、区域指定を完了する予定。

整備効果事例

■地区防災マップ作成に伴う避難経路の検討や確認

住民自らがワークショップ形式で避難経路や避難場所を検討し地域の防災マップを作成、作成後はマップに基づいた避難訓練を実施



■自助の取組と一体となった災害に強い地域づくり

土砂災害特別警戒区域における建築事例

(住宅裏に個人の負担でコンクリート擁壁を設置)



建築物に作用する力は、土石等の量や斜面の傾斜により異なります。

■リスク認識による適正な避難行動への期待

区域指定に伴う説明会等により、地域のリスクについての認識が高まり、適切な避難行動が期待される。

土砂災害警戒区域指定に伴う住民説明会



平成16～26年度の間に

計1,200回以上の住民説明会を県下全域で開催

説明会では、土砂災害に対するリスクや警戒避難について、また土砂災害特別警戒区域内での規制内容等も併せて説明している。